

広報用資料

2015年度 定期航空協会 年次総会

資料

- 【1】 2014年度事業報告 …… P. 1
- 【2】 2015年度事業方針 …… P. 10

2015年5月27日

【1】2014年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2014年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取り組み等は以下のとおりである。

I. 協会主催の会議

1. 総会

- | | | |
|----------|-----|--|
| (1) 年次総会 | 開催日 | 2014年5月23日 |
| | 議案 | ①2013年度事業報告
②2013年度収支決算
③2014年度事業方針
④2014年度収支予算
⑤役員を選任 |

2. 理事会

- | | | |
|----------|-----|--|
| (1) 第89回 | 開催日 | 2014年4月23日 |
| | 議案 | ①2013年度事業報告
②2013年度収支決算
③2014年度事業方針
④2014年度収支予算
⑤役員を選任 |
| (2) 第90回 | 開催日 | 2015年4月6日 |
| | 議案 | ①常任委員会委員の交代 |

II. 各政策課題への対応

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

(1) 安全対策の強化

会員各社の社長を委員とする「安全委員会」を開催し、ヒューマンエラーの防止策やリスクマネジメントといったテーマについて、経営トップの情報、知見の共有化を図った。

(2) 災害発生時の空港機能維持に向けた対応

「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方検討委員会」に委員として参加し、広域的災害発生時に航空ネットワークと空港機能維持を図るため、東日本大震災時の臨時便設定など航空輸送が果たした役割等を踏まえ、今後の災害対策のあり方の方向性において、重要な空港である首都圏空港の機能低下を最小化するための耐震性の確保が必要と主張し、とりまとめに反映させた。

(3) エボラ出血熱への対応

西アフリカにおけるエボラ出血熱のまん延と、わが国においても2014年10月にエボラ出血熱の疑いのある旅客が航空機に搭乗されていた事案の発生を受け、感染の拡大阻止、ならびにその他の航空旅客への影響回避のため、厚生労働省、国土交通省航空局と事案発生時の対応を相互確認した。確認事項を国際旅客便就航社のマニュアルに反映するとともに、当局とも手順を共有し、対応強化を図った。

(4) 航空交通管制関連事項への対応

航空保安業務を提供する国土交通省航空局交通管制部が、本邦航空会社との間で、航空交通管制関連の安全情報共有、意見交換を行う「交通管制と航空機運航に係るプロバイダー会議」を立ち上げ、2015年3月に第1回会議が開催された。協会加盟各社が参加し、安全に係る情報交換、認識共有を行うとともに、安全情報共有の貴重な場であることから、会議の開催頻度増についての検討を求めた。

2. 利用者利便の向上に係る事項

(1) CARATS推進協議会への対応

国土交通省航空局主催の「将来の航空交通システムに関する推進協議会」に参加し、各施策の進捗状況を確認するとともに、特に航空業界の運航品質向上に繋がる施策として、最新の衛星航法を取り入れた運航の導入拡大を求めた。

(2) 航空機内の電子機器の使用制限緩和

安全阻害行為に指定している航空機内における電子機器の使用について、欧米での電子機器使用制限緩和を踏まえ、日本においても、2014年9月1日より、その使用制限が条件付きで緩和された。機種により制限内容が異なることから、お客様が混乱しないよう、また航空機内の秩序を乱すことがないよう運用開始に向けて国土交通省航空局、電子航法研究所と調整を実施した。通信電波が出るメールも着陸後に滑走路から誘導路に入り、地上走行を始めた時点で送受信できるようになり、利用者利便の向上が図られた。

(3) 観光関係課題への対応

① 観光立国推進協議会への対応

観光立国実現に向け取り組んでいる「観光立国推進協議会」に委員及び幹事として参加し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催や訪日外国人旅行者2000万人の実現のために、首都圏空港機能強化、ビザ発給の要件緩和に向けて働きかけを行っている。

② 世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会への対応

「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」に委員として参加し、航空業界における地域連携の取り組み事例を紹介するとともに、航空需要の拡大を視野に入れ、広域観光周遊ルート形成促進事業により訪日外国人旅行者の利便性を向上させ、旅行者数増加につながるよう働きかけを行っている。

③ 祝日法改正の動きへの対応

「海の日」の意義を広く国民に理解してもらう必要があるとして、祝日を7月20日に固定する「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」を提出する動きが自民党内であり、航空、観光需要にマイナス影響となることから、自民党観光立国調査会の団体ヒアリングにおいて「ハッピーマンデー」3連休数の現状維持を要望するとともに、観光関係団体と連携して「海の日3連休」告知に取り組むこととした。

(4) 「国管理空港における空港満足度調査検討委員会」への対応

空港利用者からの評価、意見を空港運営に反映させる目的で、2014年10月に国土交通省航空局による国管理空港満足度調査が初めて実施されたが、当該調査に先立って開催された「国管理空港における空港満足度調査検討委員会」に委員として参加し、航空会社も空港と連携し、その魅力向上に貢献したい旨を意見するとともに、航空会社の空港へのニーズの反映についても求めた。

3. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

(1) 平成27年度税制改正要望

① 空港において使用される特殊車両の動力源の用に供される軽油に係る特例措置の延長（軽油引取税）

本措置によって課税免除措置を受けている車両は、空港内の限定された範囲において、航空機の運航支援に不可欠な空港内特殊車両であり、これらの車両が提供するサービスのコストを抑え、利便性の高い航空輸送サービスを維持できるよう本措置の延長について主張し、協会要望が実現された。

本措置の3年間延長（平成27年4月1日～平成30年3月31日）

② 航空券連帯税（仮称）の導入反対

国際連帯税が法制化された場合に新たな課税として検討されている国際航空券に対する課税については、「日本再興戦略」に掲げる観光立国の実現に逆行するものであり、わが国航空産業の競争力を阻害するとの考えから、国土交通省航空局とも歩調を合わせ、関係者一体となった強い導入反対の取り組みの結果、平成27年度における導入は見送られた。

(2) 着陸料等の制度見直しに向けた取り組み

2014年度より着陸料の一部を旅客数連動とする体系に移行されたものの、わが国の着陸料は諸外国、とりわけ近隣アジア諸国に比べて依然高額であり、国内外のネットワークの維持・充実のためには、首都圏空港の機能強化に加え、早急に着陸料の体系を見直し、水準を引き下げることが求められる要望書を国土交通省航空局長へ提出した。

(3) 那覇空港滑走路増設事業に係る対応

2019年末までの完成が予定されている那覇空港滑走路増設事業に要する事業費については、平成27年度予算においても一般会計から特例的な繰り入れ措置が継続している。

(4) 福岡空港滑走路増設事業への対応

2013年から実施されている滑走路増設に係る環境アセスメントが2015年度中に終了する予定であり、その後実施される調査・設計に係る費用5億円が平成27年度予算に計上された。総事業費1643億円の財源については、国土交通省航空局との協議やエアライン連絡調整会議を通じて、財源の確保に見通しをつけることが先決であり、それを明確にするよう強く要望している。

(5) 国管理空港等における空港経営改革推進への対応

仙台空港の運営事業実施方針や募集要項、優先交渉権者選定基準が策定されるにあたり、国土交通省航空局との協議を通じて、利用者負担を含む利用者利便の向上や利用者意見が尊重される選定基準となるよう働きかけを行った結果、利用者負担への配慮や利用者ニーズを把握することが選定基準の審査ポイントに組み込まれた。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境対策

① 地球温暖化防止への対応

日本経済団体連合会（以下、経団連）、国土交通省が各々とりまとめを行っている温室効果ガス対策に係る「低炭素社会実行計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。有償トンキロあたりCO2排出量は、2013年度で2005年度比13%削減となり、航空分野の目標(*)達成に向けて順調に推移している。

(*)目標：2020年度の有償トンキロあたりCO2排出量を2005年度比21%削減

② 循環型社会形成への対応

経団連がとりまとめを行っている廃棄物削減に向けた「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。2013年度実績は186トンであり、航空分野の目標(*)達成に向けて順調に推移している。

(*)目標：2015年における産業廃棄物最終処分量を202トンまで削減

③ バイオジェット燃料等代替燃料への対応

ICAO目標である国際航空分野での2020年以降のCarbon Neutral Growthを目指す上で、その前提ともなるバイオジェット燃料等代替燃料の使用に向け、国土交通省航空局、経済産業省、石油業界と協議を進めた結果、経済産業省資源エネルギー庁主催の「2020年オリンピックに向けたバイオジェット燃料の導入までの道筋検討会」が立ち上がった。これにより、2020年を一つの目標としつつ、それ以降のバイオジェット燃料の本格的な導入も視野に入れた検討が開始されることとなった。

④ ICAOへの対応（国際航空分野における温室効果ガス排出削減対策）

国際航空分野における気候変動対策について、2013年のICAO総会において市場メカニズムを活用した世界的な排出削減制度（グローバルMBM）の構築が決定され、2020年から実施するための仕組みを2016年の次回ICAO総会に提案されることとなっており、国土交通省航空局と密接な連携を図り、対応している。

⑤ 欧州排出権取引(EU-ETS)への対応

EU-ETSの導入については、国土交通省航空局と連携して導入延期に向けた対応を図った結果、2014年の欧州会議において、2016年ICAO総会でグローバルMBMが提案されることを前提として、2016年まではEU域外とEU域内を結ぶ路線は引き続きEU-ETSの対象から除外されることが決議されたが、引き続き、2016年以降の取り扱いを見据え、国土交通省航空局と連携を図り、対応している。

(2) サイバーセキュリティ対策強化への対応

2015年1月にサイバーセキュリティ基本法が施行され、国の重要インフラ事業者として一層のサイバーセキュリティ対策の強化が求められる中、セプターカウンシル及び重要インフラ専門委員会に参加し、各種ワーキンググループの活動等を通じて、関連情報の収集や業界横断的な情報共有体制の構築を進めた。また、「セプター訓練」「分野横断的演習」にも参加し、標的型をはじめとするサイバー攻撃への対応力向上を図った。

(3) バリアフリーへの対応

2016年4月に予定されている障害者差別解消法施行に向けて、2014年度に政府基本方針が策定されるにあたっては、今後各省庁の対応指針が策定されることも踏まえ、会員各社における障害者対応の実態を把握することに努めた。その上で、国土交通省航空局との協議、障害者政策委員会への出席、内閣府からのヒアリング対応、パブリックコメントの提出を通じ、民間事業者として、責務を果たしながらも過重な負担を負うことのないよう、意見反映を図った。また、国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部にバリアフリーWGが設置され、世界トップクラスのバリアフリー化の実現が目指される中、今後の進め方等について国土交通省航空局との情報共有を行った。

Ⅲ. 総務、広報関連事項

国土交通省をはじめとした関係省庁・機関等からの通達、連絡事項の周知及び各種照会事項に関し、速やかに対応するとともに、ホームページを活用した情報公開に努め、会員サービスの充実を図った。

Ⅳ. 役員及び会員会社の現況（2014年度末現在）

1. 役員

会長・理事	篠辺 修	全日本空輸(株) 代表取締役社長
理事長	辻岡 明	
理事	植木 義晴	日本航空(株) 代表取締役社長
監事	坂本 深	日本貨物航空(株) 代表取締役社長
監事	齋藤 貞夫	(株)AIRDO 代表取締役社長

2. 会員会社（全12社）

日本航空(株)	(株)AIRDO
ANAホールディングス(株)	(株)エアージャパン
全日本空輸(株)	スカイネットアジア航空(株)
日本貨物航空(株)	(株)スターフライヤー
日本トランスオーシャン航空(株)	ANAウイングス(株)
日本エアコミューター(株)	(株)ジェイエア

以 上

【2】2015年度事業方針

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2015年度事業として予定している政策課題、協会運営への取り組み等は以下のとおり。

I. 航空を取り巻く情勢と基本方針

わが国経済は、財政・金融政策の効果もあり、株価はリーマンショック以前の水準まで回復するなど、緩やかな回復基調が続いている。昨年秋以降の円安と原油価格の低下が、さらなる企業収益の改善に寄与しており、個人消費においても消費税率の引き上げに伴う消費の反動減の影響は薄らぎ、先行きとしては、緩やかに回復していくことが期待されている。

航空業界においては、アジアをはじめとした経済成長率の高い地域の需要が継続的に増加している。この需要を日本に取り込むための政府によるビザ発給の要件緩和や、訪日観光の誘致活動といった積極的な施策が実を結び、政府が目標に掲げる2020年訪日外国人旅行者2000万人の達成に向けて、インバウンド需要は順調な推移を見せている。また、国内においても、他交通モードとの競争激化や、少子高齢化が航空需要の減少となっている構造的要因など、厳しい環境下にあるものの、足元の景気回復やLCCの参入による需要の底上げもあり、航空旅客輸送量は増加傾向にある。

この好機を確実に捉え、航空ネットワークの維持・拡充や、際内乗り継ぎ旅客の利便性向上を図り、日本再興戦略に掲げられた観光立国への歩みを確かなものとして、さらには地方への波及に繋げていくことが、本邦航空会社としての大きな責務である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、更なる先を見据えた首都圏空港の機能強化は極めて重要であり、わが国の競争力の観点からも、官民一体となって発着容量拡大に向けて取り組み、経済の活性化に貢献していきたい。

こうした状況下、本邦航空会社が、世界の航空会社と対等に戦える環境の整備は、喫緊の課題である。2016年度末に期限を迎える航空機燃料税などの税制上の軽減措置への対応も視野に入れつつ、諸外国と比べて高額である着陸料をはじめとする空港使用料など、公租公課全体の早期引き下げに向けて積極的に取り組み、利用者負担の軽減を実現すべく、結果を求めていきたい。

当協会としては、上記の状況を踏まえつつ、航空を取り巻く情勢に迅速かつ的確に対応し、会員各社の期待に応えるべく、以下の重点課題に取り組んでいく。

II. 重点課題

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

公共交通機関の重要な責務である安全な航空輸送サービスを提供するため、安全委員会での議論等を通じ、業界全体の安全文化の醸成や安全マネジメントシステムの充実に取り組むとともに、航空の安全についての啓発活動を行う。また、航空保安における国と事業者の責任のあり方について国土交通省と議論を深め、旅客利便性が損なわれない保安体制の構築に向けて取り組む。

2. 利用者利便の向上に係る事項

利用者利便の向上を図るために空港整備施策の具体化など、会員会社共通の課題を解決すべく積極的かつ的確に対応する。あわせて、利用者への啓発活動や対策を適宜実施する。

3. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

日本経済及び地域経済再生のためには、航空ネットワークを担う本邦航空会社の国際競争力強化という視点が必須である。国土交通省との議論を深め、空港使用料をはじめとする公租公課の引き下げ等による利用者負担の軽減の早期実現を求めて、空港使用コストに係る課題に積極的に取り組む。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

社会・経済を支える基本インフラとしての役割と環境との共生を考え、温暖化対策への議論に積極的に参加するとともに国内外の状況を踏まえ、意見発信を行う。特に、国際航空分野におけるグローバルMBMやバイオジェット燃料等代替燃料については、これまで同様、国土交通省航空局と密に連携を図りながら進めていく。

III. その他

1. 総務、広報関連事項

国土交通省はじめ関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、会員各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図る。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ホームページ等を活用した情報発信を促進する。

以 上